

猟銃等講習会(初心者講習)の受講申込要領のご案内

○令和7年度猟銃等講習会(初心者講習)開催計画表

年	R 7									R 8		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	25	20	29	24	5	20						
曜	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金

○開催場所～菊池郡菊陽町大字辛川2655番地 熊本県運転免許センター307講義室
○講習時間(審査時間を含みます)午前8時50分から午後3時40分までの間

1 講習受講申込書の提出先及び郵送申込みの場合の送付先

〒862-8610

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県警察本部生活安全部生活環境課許可等事務担当室

096-381-0110 内線3184, 3186, 3187

2 申込み期間

(1) 事前申込みの場合

開催日1月前から前日までの間(土日祝祭日を除く)の午前9時から午後4時まで

(2) 郵送申込みの場合

開催日1月前から2週間前までの間(2週間前必着)

(3) 当日申込みの場合

午前8時30分から午前8時50分までの間

3 申込み方法

(1) 事前申込みの場合

○講習受講申込書1通(警察本部や警察署に用紙はあります。)

○写真1枚(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cm(運転免許証用写真と同じサイズ)、裏面に氏名及び撮影年月日を記載)

○受講手数料6,900円(熊本県収入証紙により納入)

を持参し、前記提出先に提出する。(運転免許証等の身分証明書も持参してください。)

(2) 郵送申込みの場合

○受講希望者が必要事項を記載した「講習受講申込書1通」(前同の写真1枚及び申込書の裏面中央部に受講手数料6,900円分の熊本県収入証紙を貼付したもの)

○「テキスト送付用封筒」(受講希望者の郵便番号、住所、氏名を記載し、簡易書留分を含む860円分の郵便切手を貼付した角型2号(240×332ミリメートル)の封筒)を同封して、赤字で「初心者講習」と記載し、申込み用封筒については、郵送申込みの場合の送付先宛てに簡易書留により郵送する。なお、郵送申込み用封筒及びテキスト送付用封筒については、レターバックプラス(赤色)(600円)でも可とする。

(3) 当日申込みの場合

筆記具(ボールペン、鉛筆、消しゴム)、前同の写真1枚、手数料6,900円分の熊本県収入証紙(運転免許センターで購入可)及び運転免許証等の身分証明書を持参し、開催場所において申込みをする。

4 注意事項

(1) 許可を受けられない場合について

銃砲刀剣類所持等取締法第5条及び第5条の2に規定された、いわゆる欠格要件に該当される方は、初心者講習を修了(合格)したとしても、所持許可を受けられませんのでご了承ください。

(2) 熊本県外居住者について

熊本県外居住者の方は受講できません。

(3) 住所について

講習受講申込書の住所欄については、住民票等公的証明書どおりの表記で記載してください。

(4) 時間の厳守について

開催当日の受付時間に遅れた場合は受講できないので時間を厳守してください。(事前申込みをしていたとしても遅刻した場合は受講できません。)

(5) 携行品について

筆記具(ボールペン、鉛筆、消しゴム)、運転免許証等の身分証明書

事前に申込みをされた方は、事前交付を受けたテキストを持参してください。

(6) 全日程の終了予定時間について

審査(60分、50問正誤式、1問1点、合格基準45点以上)終了後、直ちに採点を行い、採点後その場で合格者に対して講習修了証明書を交付いたしますので、全日程の終了予定時間は午後4時30分ころとなります。

許可を受けられない場合（銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という）第5条、第5条の2）

- 1 猟銃については20歳未満の者、空気銃については18歳未満の者
ただし、次の場合は、許可の申請ができます。
 - ・ 猟銃については、国民体育大会において猟銃を用いて行う射撃競技に参加する選手又はその候補者として日本スポーツ協会から推薦を受けた18歳以上の者
 - ・ 空気銃については、国際的な規模で開催される運動競技会（オリンピック競技等）の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として日本スポーツ協会から推薦を受けた14歳以上の者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらすその他銃砲等若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者又は介護保険法に規定する認知症である者
- 4 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（1、3、4に該当する者を除く）
- 6 住居の定まらない者
- 7 次の理由により許可を取り消された日から起算して5年を経過していない者
 - (1) 銃刀法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分又は許可の条件に違反した
 - (2) 2、6、12、13、15～18に該当した
 - (3) 人命救助等に従事する者が当該許可を受けた者の指示に基づかないで当該銃砲を所持した
 - (4) 猟銃用火薬類等について、火薬類取締法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反した
 - (5) 年少射撃資格者が射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係る空気銃を所持した
- 8 次の理由により許可を取り消された日から10年を経過していない者
 - (1) 人の生命又は身体を害する罪（死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る）で政令に定める違法な行為をした
 - (2) 銃砲刀剣類等を使用して上記(1)以外の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る）で政令に定める違法な行為をした
- 9 許可の取消し処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から処分決定の日までの間に当該処分に係る銃砲刀剣類を自己の意思に基づいて所持しないこととなった日から起算して5年を経過していない者（前記8の理由による取消し処分に係る者にあつては10年を経過していない者）
- 10 次の理由により年少射撃資格認定を取り消された日から起算して5年を経過していない者
 - (1) 2、6、12、13、15～18に該当した
 - (2) 銃刀法若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した
- 11 前記8(1)(2)の理由により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して10年を経過していない者
- 12 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者
- 13 次の理由により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者
 - (1) 銃刀法若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した
 - (2) 猟銃用火薬類等について、火薬類取締法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反した
- 14 前記8(1)(2)の理由により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者
- 15 ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定するストーカー行為をし、同法による警告を受け、又は同法による命令若しくはその延長の処分を受けた日から起算して3年を経過していない者
- 16 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による保護命令を受けた日から起算して3年を経過していない者
- 17 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者
- 18 他人の生命、身体若しくは財産又は公共の安全を害したり、又は自殺をするおそれがあると認められる者
- 19 猟銃所持者については、前記8(1)(2)の違法行為をした日から起算して10年を経過していない者
- 20 3～5、15～18に該当する同居親族がいる場合で、その同居親族が申請にかかる銃砲刀剣類を使用して、他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺するおそれがあると認められる場合

詳細については、銃刀法、銃刀法施行規則等の関係条文を確認してください。